

第6章

みんなでつくる参加と交流のまち

第1節 暮らしと参加・交流の場としての 地域コミュニティづくり

現況と課題

これまで、各自治会や各地域コミュニティ委員会等を中心に福祉、防災、環境、生涯学習等を通じ、地域の特性を活かした様々な活動が展開され、地域のつながりが維持されてきました。未曾有の被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災によって、改めて地域の支え合いの重要性が認識されたところです。

しかし、価値観の多様化や少子高齢化の進行等の影響により、自治会の加入率の低下や自治会・コミュニティ活動への参加者の高齢化等が問題となっており、今後、地域とのつながりの希薄化が急速に進むことが予想されます。

豊富な知識と経験のある市民の主体的な参加を促し、コミュニティ活動をより一層振興することで、地域みんなで支え合い、地域の誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりを進める必要があります。また、市民参加に基づくまちづくりやコミュニティ形成を進めるためには、地域情報、まちづくり情報を提供し、地域住民の交流を促進することが必要となっています。

基本方針

地域住民が主体的に参加し、地域の支え合いのもと、安心・安全に暮らすことができるコミュニティづくりに向け、コミュニティ活動の支援と必要な情報の提供に努めます。また、コミュニティ活動にふさわしい施設の管理運営のあり方について検討します。

生涯学習活動、地域福祉活動との連携を促進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

主要施策

1 地域まちづくり活動の推進

(1) コミュニティ活動の支援

地域住民の暮らしやまちづくりの課題に対応し、地域特性を活かした活動を支援します。

(2) 地域と行政の連携

広報紙やホームページの活用等を通して、情報の提供に努め、地域と行政の連携を高めます。

(3) 住民相互の連帯意識向上

コミュニティ活動への理解を深め、住民相互の連帯意識の醸成や活動の促進を図ります。

2 セーフコミュニティの推進

セーフコミュニティ^{*1}の理念のもと、セーフコミュニティの周知・啓発を行い、認証取得に向けた取り組みを通じて、地域の誰もがいつまでも安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

3 コミュニティ施設の充実

(1) コミュニティ施設の管理運営の充実

コミュニティ活動にふさわしい施設の管理運営のあり方について検討します。

(2) 集会施設の整備

老朽化が進む自治会集会施設の改築・改修を支援します。

4 生涯学習・地域福祉活動との連携

学び合い、支え合うコミュニティづくりを目指し、生涯学習活動、地域福祉活動と連携し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

*1 セーフコミュニティ

事故やけが等は偶然起こるものではなく、予防できるという理念のもと、事故や犯罪等のデータを検証することで地域に潜む危険性を明らかにし、地域住民や各種団体が一体となって安心・安全なまちづくりに向けた対策を講じ、予防に繋げる取組であり、6つの認証基準を満たす地域に対して、WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが認証する。

第2節 平和と人権を尊重するまちづくり

現況と課題

21世紀こそ平和と人権の世紀にしたいという願いは、人類共通の思いであり、平和と人権を尊重するまちづくりは、すべての市民の願いです。

本市は昭和61年に世界連邦平和都市宣言、北本市非核平和都市宣言を、平成6年には人権尊重都市宣言を市民の総意として市議会が決議し、平和と人権を守るさまざまな事業を開催し、多くのメッセージを市民と共有し、発信してきました。

戦争を体験した世代が年々少なくなるなか、平和の大切さや尊さを市民と、そして次代を担う若い世代と実感し共有するための交流や啓発活動を引き続き進める必要があります。

今日においても同和問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等に対する差別や偏見が存在し、また、子どもや高齢者への虐待、女性に対する暴力等は深刻な社会問題となっています。

また、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合いながら、ともに生きていく明るい社会を築いていくためには、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権啓発や人権相談の充実、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図る必要があります。

基本方針

平和に関する2つの都市宣言の趣旨を踏まえ、国、県をはじめ市民並びに学校、各種団体等と連携を図りながら平和啓発事業や平和教育を推進します。

また、人権尊重都市宣言の趣旨を踏まえ、国、県をはじめ市民並びに学校、各種団体等と連携を図りながら人権啓発や人権教育を推進します。

主要施策

1 平和意識の高揚

(1) 平和啓発事業の充実

市民と行政の協働による「平和を考える集い」を継続して実施します。

市民団体、小・中学校、企業等の平和啓発事業を支援します。

(2) 平和教育の推進

市内の小・中学校、高等学校と連携し、平和啓発事業を推進します。

(3) 平和都市宣言の周知

平和の意義と尊さを広く市民に訴えるため、平和を考える月間と平和都市宣言の周知・普及を図ります。

2 人権意識の高揚

(1) 市民意識の啓発

市民一人ひとりが同和問題をはじめ、あらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深めるため、効果的な啓発活動を推進し、人権意識の高揚に努めます。

(2) 人権相談の充実

すべての市民の人権が尊重されるよう、人権擁護機関との連携を強め、相談事業を進めます。

3 人権教育事業の推進

(1) 学校人権教育の充実

学校ごとの人権教育上の課題を明確にし、教職員の共通理解のもと、児童生徒の発達段階に応じた人権意識の高揚と人権感覚の育成を図る教育を進めます。

(2) 社会人権教育の充実

人権課題に対応した講座や研修会等の学習機会を提供し、人権教育の充実を図り、人権問題の解決を進めます。また、人権教育の指導者を育成します。

(3) 集会所事業の充実

異年齢交流等を中心とした交流事業を進めます。また、地元の要望に沿った事業を実施します。

(4) 集会所の整備充実

集会所における備品や消耗品等の充実により、利用しやすい施設とします。また、施設の老朽化に対しては、必要箇所の修繕を行います。

第3節 男女共同参画社会の推進

現況と課題

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現については、国際婦人年を大きな契機として、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択等、国際社会における取組みと連動しながら進められてきました。本市においても、平成6年に北本市男女行動計画を、平成13年には第二次北本市男女行動計画を、そして平成19年には第三次北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきました。

また、平成18年には、北本市男女共同参画推進条例を制定するとともに、北本市男女共同参画都市宣言を行いました。

これらの取組みにより、いわゆる「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」とする人の割合が、平成11年の調査結果34.7%から平成23年の調査結果49.3%へと増加を示す等、成果が現れてきていますが、「同感する」という人の割合も依然として14.1%あります。また、本市の審議会等への女性の登用率については、平成17年の33.2%をピークに30%前後で推移しています。

このように、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンス（DV）が社会問題となる等、真の男女平等の達成には多くの課題が残されています。

一方、社会経済情勢は、少子高齢化の進展、情報化、国際化等、急速に変化しています。このようななかで、本市が将来にわたって発展していくためには、性別に関わりなく、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成が重要であり、引き続き男女共同参画を推進することが必要となっています。

基本方針

男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進します。

主要施策

1 総合的・計画的な男女共同参画の推進

北本市男女共同参画プラン（第三次北本市男女行動計画）、北本市男女共同参画推進条例に基づき、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進します。

2 男女の人権の尊重

(1) 啓発活動、相談・支援体制の充実

男女の個人としての尊厳が尊重されること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等、男女の人権が尊重されるよう、意識啓発を図り、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント等の人権侵害に対応する相談や支援を進めます。

(2) DV防止基本計画（仮称）の策定

ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止や被害者に対する支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、DV防止基本計画（仮称）を策定します。

3 あらゆる分野への男女共同参画

(1) 政策等の立案及び決定への共同参画

市の政策、方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるように努めます。

(2) 仕事と家庭生活の両立

男女が仕事と家庭や地域生活等とを両立できるよう、事業者等と協働して取り組みます。

第4節 国際化への対応

現況と課題

本市に暮らす外国人は、平成16年以降400人前後で推移し、近隣市と比較するとその数は少ないものの、経済活動をはじめ、市民生活においても衣食住にわたる国際化が浸透し、今後も海外との関係は一層深まることが考えられます。

さまざまな国の文化や人々に対して開かれた地域社会を形成し、同時にグローバルな社会で活躍できる人材を生み育てるためには、国際社会の一員として自覚を持ち、国際理解に優れた人づくり、多彩な交流機会の創出、国際化に対応した地域コミュニティづくり等が必要です。

本市は、国際交流ラウンジを設置し、市内に居住する外国人と市民の国際理解学習・交流事業等に取り組んできました。今後も、市民レベルによる交流を基本に、関係機関との連携等により、多様な国際交流の機会を提供していく必要があります。

また、市内に居住する外国人が、安全で快適に暮らせる生活環境の整備や支援体制づくりが課題となっています。

基本方針

市民が国際社会の一員としての認識を高め、国際理解を深めていくために、国際理解教育や国際交流事業を推進します。また市民と外国人の多様な交流機会の提供に努めるとともに、外国人が暮らしやすい環境の整備に努めます。

主要施策

1 国際性豊かな人材の育成

(1) 国際理解教育の推進

「第1章 第2節 小・中学校教育の充実」に掲載

(2) 国際感覚の養成

市民の国際感覚を高めるため、啓発事業や語学教室を実施します。

2 国際交流の推進

(1) 多様な交流機会の提供

国際交流ラウンジの活用、ホームステイを希望する外国人等との多様な交流機会を通じ、国際理解を深めます。

(2) 民間交流の促進

民間団体の主体的な国際交流を促進するとともに、民間交流団体を育成・支援します。

3 国際化に対応したまちづくり

(1) 外国人が暮らしやすい環境整備

道路標識や公共施設の案内板等の外国語併記に努めます。

(2) 外国人への生活情報と学習機会の提供

外国人が安心して生活できるよう、関係機関と連携し生活情報の提供や日本語講座等の開催に努めます。

(3) 組織・体制づくり

外国人に対する行政サービスを充実するため、関係機関と連携し、多文化共生キーパーソン^{*1}を活用した相談事業を実施する等体制づくりを検討します。

***1 多文化共生キーパーソン**

埼玉県知事から委嘱を受け、外国人住民と県や市町村等との橋渡しをする人。行政情報等を外国人住民に提供しながら、生活相談にも応じる。

第5節 消費生活における安心の確保

現況と課題

食の安全と危機の管理、また、不当表示や製品事故、悪質巧妙化した販売手段、振込め詐欺等、多種多様な消費者問題が随所に見られ、大きな社会問題にもなっています。なかでも、行き過ぎた消費社会の弊害として深刻化する多重債務者等に対する相談と生活再建への支援の充実を図るとともに、消費者の安全と利益を保護し、消費者の立場からの情報提供と被害防止、救済を図ることが重要な課題です。

「生活者や消費者が主役となる社会」を目指した消費者行政が一元化されたことにより、消費者の身近なよりどころとして地方行政の役割がますます重要となっています。

市民が安心・安全に消費生活を送るために、国、県等と連携して消費者への情報の提供と相談機能の拡充強化に取り組む必要があります。

基本方針

消費に関わるリスクに対して、市民が適切な対応を図れるよう、消費に関する情報の提供、相談、苦情処理体制の充実に努めます。また、主体的に判断し行動する自立した消費者の育成を図ります。

主要施策

1 消費者保護の充実

(1) 情報の提供

定期的な消費生活情報の提供と消費生活セミナーの充実を図ります。

(2) 相談苦情処理体制の充実

市の法律相談や埼玉県消費生活支援センターと連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。

(3) 消費者被害の防止

消費者被害防止の積極的な情報提供と消費生活用製品安全法等、法令に基づく立入検査を実施します。

2 自立した消費者の育成

消費生活セミナーや消費生活展の開催を通じて、自立した消費者の育成を推進します。

第6章の目標指標

指 標	現 状	平成27年度目標	節
セーフコミュニティの認証取得	—	認証取得	1
生涯学習人権講座研修会参加者数	162人/年	250人/年	2
平和啓発事業の参加者数	842人	950人	2
市の審議会等への女性の登用率	31.7%	40.0%	3
国際交流ラウンジ登録者数	34人	50人	4
消費生活セミナーの実施	6回/年	10回/年	5